

住宅あんしん共済 10の特長

- 特長 1 100%自家運営により **手頃な掛金**で大きな保障 を実現
- 特長 2 掛金は **全国一律**
- 特長 3 持ち家でも **名義は問わず** 賃貸でも加入可能
- 特長 4 **築年数は問わず・住宅の評価額にかかわらず** 加入口数でお支払い
- 特長 5 自然災害被害への **修繕金**が充実
- 特長 6 自然災害特約の付加により **風水雪凍害 浸水・地震**の保障を手厚く カバー
- 特長 7 浸水時は **「床上」だけでなく「床下」も** 保障
- 特長 8 継続加入24カ月後 **シロアリ**による住宅災害も 保障
- 特長 9 死因は問わず 加入者の死亡時に **生命共済見舞金** をお支払い
- 特長 10 **退職後の保障も** 「シルバー共済」への移行で万全

お問い合わせ先 UAゼンセン 共済事業局 UAゼンセン 福祉共済互助会

TEL 03-3288-3559
住宅あんしん共済直通

TEL 03-3288-3533
共済事業局

FAX 03-3288-3708
共済直通



左記二次元コードをスマートフォンやタブレット端末のカメラや二次元コードリーダーで読み取ることで、UAゼンセン共済ホームページへ簡単にアクセスいただけます。また、各共済ページからは、パンフレットもダウンロードいただけます。

URL uazensen.jp/kyousai_top/
E-mail kyosai@uazensen.jp
〒102-8274 東京都千代田区九段南4-8-19
CIRCLES+ (サークルズプラス) 市ヶ谷駅前 2階
受付時間: 平日9:30~17:15

UAゼンセン組合員の皆さまへ

2025年募集版
2024年9月作成



手頃な掛金、大きな保障

住宅あんしん共済

火災・風水雪凍害(特に水害)・浸水・多発する地震などから
組合員の暮らしを守る共済

組合支所用(チェックオフ専用)

リニューアル

住宅あんしん共済 リニューアル!!
風水雪凍害・地震の「**中規模半壊**」を新設し、
共済金の一部をアップしました。



基本部分	風水雪凍害	大規模半壊	1□ 10万円	1□ 12万円	2万円 UP!
		中規模半壊	—	1□ 9万円	新設 NEW
	地震(損壊)	大規模半壊	1□ 3.5万円 (10□まで)	1□ 4万円 (10□まで)	5千円 UP!
		中規模半壊	—	1□ 3万円 (10□まで)	新設 NEW
自然災害特約	風水雪凍害	大規模半壊	1□ 50万円	1□ 56万円	6万円 UP!
		中規模半壊	—	1□ 42万円	新設 NEW
		準半壊	1□ 10万円	1□ 14万円	4万円 UP!
	浸水	床上浸水	1□ 7万円 (100cm以上) 1□ 3.5万円 (100cm未満)	1□ 7.5万円	2023年1月より 高さ基準廃止 5千円~ 4万円 UP!
	地震(損壊)	大規模半壊	1□ 20万円	1□ 24万円	4万円 UP!
		中規模半壊	—	1□ 18万円	新設 NEW

『火災保険』2024年の保険料動向は？

自然災害などによる保険金支払いの増加とリスク環境の変化を踏まえた対応、保険契約者間の水災リスクによる保険料負担の公平化などを背景に保険料を改定

(注)損害保険各社は参考純率を参考に独自に保険料を設定します。

2024年の保険料動向



① 住宅総合保険の参考純率※1について、全国平均で13.0%引上げへ

※1 参考純率とは、料率算出団体が算出する純保険料のこと。純保険料とは保険料率の構成要素のひとつであり、事故が発生したときに保険会社が支払う保険金に充てられる部分のこと。

② 水災保険の保険料を地域(市区町村)のリスクに応じ5段階※2へ

※2 区分が高いほどリスクが大きく保険料も上がります。

区分	市区町村
5	福島県いわき市、東京都荒川区・葛飾区・足立区、名古屋市中村区、徳島県徳島市
4	東京都中央区、山梨県甲府市、千葉県市川市、滋賀県彦根市、岡山市北区、宮崎県宮崎市
3	仙台市若林区、横浜市中区、石川県金沢市、静岡市清水区、広島市中区、福岡市博多区
2	札幌市中央区、さいたま市大宮区、長野県長野市、堺市堺区、神戸市中央区、北九州市小倉北区
1	仙台市青葉区、東京都世田谷区・杉並区、川崎市宮前区、京都市中京区、大阪市天王寺区

出典:損害保険料率算出機構

住宅保障(火災保険)見直しのここがポイント!

『火災保険』見直しのタイミングは？

一度加入してしまうと見直す機会が少ないのが火災保険

「5年一括の長期契約で支払いがおトクだから見直しは必要ない!」そんなことっていませんか？

実は、火災保険にも下図のようなさまざまな要素で**見直しのタイミング**があります。

見直しのタイミング

???



建物の評価額の変化 例 マンションの時価が高騰

家財の入れ替え等の変化 例 趣味で高額な家財を購入、同居家族の増減

建物の増改築等の変化 例 リフォーム

自然災害リスクの変化 例 自治体のハザードマップの見直し

火災・地震保険の更新 例 2017年・2019年・2021年・2022年・2024年の保険料改定

火災保険の更新時が重要な見直しのタイミングです。度重なる保険料の引き上げに加え、長期契約期間の短縮等により、地域等によっては更新後に保険料が大幅に増えます。保険会社の更新内容と住宅あんしん共済をぜひ比較してみてください。

あなたの火災保険は大丈夫? シミュレーションで確認しましょう!



簡単!!
3つの条件を
入力するだけ!



UAゼンセンのホームページ

『住宅あんしん共済シミュレーション』で
あなたにぴったりの条件を探そう!

① 二次元コードから、シミュレーションへGO!

※パソコンでは検索エンジンで、UAゼンセン「住宅あんしん共済シミュレーション」と検索ください。

① 「住宅の構造」を選択

このパンフレットのP5を参考に
選択

② 「住宅の形態」を選択

③ 最大加入口数の範囲内で

「加入口数」を選択

「基本部分」
「自然災害特約」それぞれに入力

◀ 選択したら計算ボタンを押すだけ

② 「年間掛金」と「保障内容」が表示されます。

表示内容はPDFで保存したり、ご希望のメールアドレスに送信することも可能です。

住宅あんしん共済シミュレーション 【年額掛金と保障内容(最高給付額)】



	住宅あんしん共済			備考
	基本部分	自然災害特約	合計	
住宅構造	マンション(M構造)			
住宅種別/延べ床面積	自家(持ち家) 132㎡以上			
一口掛金	100	450	—	
加入可能口数	3~50口	1~50口	—	
加入口数	50	50	—	
掛金(円/年)	5,000	22,500	27,500	
保障内容と最高給付額(円)	火災(全焼壊)	50,000,000	—	50,000,000
	風水雪凍害(全壊)	7,500,000	35,000,000	42,500,000
	床上浸水	3,750,000	3,750,000	7,500,000
	床下浸水	140,000	500,000	640,000
	地震損壊(全壊)	700,000	15,000,000	15,700,000
	地震火災(全焼)	5,000,000	15,000,000	20,000,000
	その他住宅災害修繕金	140,000	—	140,000
生命共済見舞金	1,000,000	—	1,000,000	一口2万円、死因を問わず

ご加入の流れ

STEP1 加入資格と対象建物の確認

1 加入資格

基本部分

UAゼンセンに加盟している組合の
●満67歳以下の組合員 ●組合事務所
が加入できます。

自然災害特約

基本部分に個人加入している方が加入できます。

2 対象となる建物



3 加入できる建物の範囲

① 住宅 (自家 ^{※1} ・借家)		組合員本人が主たる生活をしている住宅(自家 ^{※1} ・借家) 1 箇所 ※1 名義は問いません
② 自家 ^{※2} (空家/親族居住)		自家 ^{※2} で空家および1親等以内の親族が居住する住宅 1 箇所 ※2 本人または配偶者名義の住宅
③ 住宅 (自家 ^{※1} ・借家)		転勤して、家族 ^{※3} を残している住宅(自家 ^{※1} ・借家) 1 箇所 ※1 名義は問いません ※3 家族とは配偶者と子に限ります

- 通常の場合は①、②の最大2箇所
- 転勤した場合は①、②、③の最大3箇所

※団体加入の海外赴任者で国内に「加入できる住宅」がない場合に限り海外住宅が給付の対象となります。
※シルバー共済の加入者(個人加入からシルバー共済に移行した方を含む)は、本人が居住する住宅 1 箇所となります。

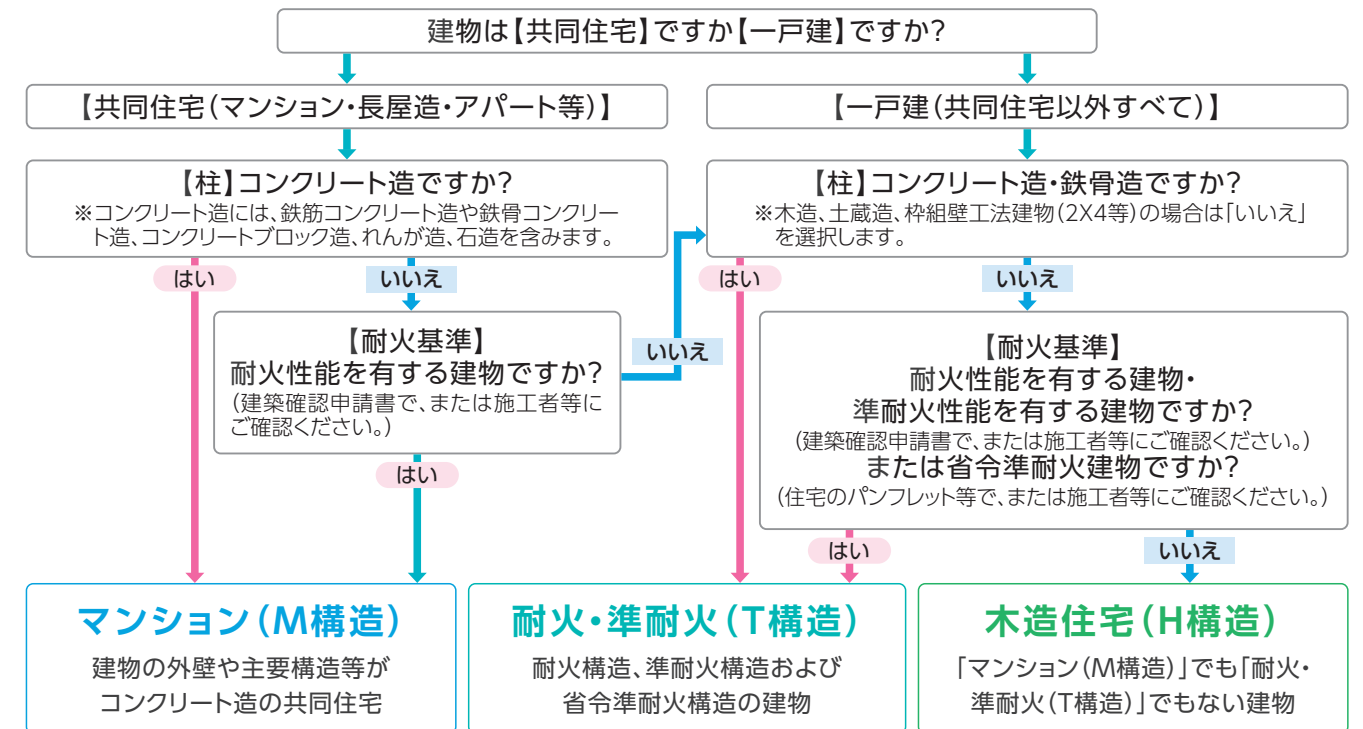
ご注意ください

他人に貸している住宅はご加入いただけません、ご注意ください。



STEP2 住宅構造区分の確認

1 住宅構造は3種類に分かれています。どの区分になるか確認してください



※住宅構造についての詳細はP27「住宅の構造」を参照ください。

2 耐火・準耐火(T構造)の住宅構造は、次のいずれかで確認しましょう

① 建築確認申請書

② 建築業者による証明書

③ 損害保険会社等の判定
済みの構造区分が明記
された契約書等

④ 耐火・準耐火(T構造)で①～③のいずれかで確認ができない場合は、
P32「建物構造証明書」に施工者、ハウスメーカー、販売者から証明を受けてご提出ください。

注意

耐火・準耐火住宅(T構造)でお申し込みの場合でも、①～④のいずれかの証明書がない場合は、
木造その他住宅での加入となります。
マンション(M構造)は原則、証明書は不要ですが、外形上判定が難しい場合は証明書をご提出いただく場合があります。

3 同じ敷地に家屋が2つ以上ある場合の取扱いにご注意ください

① 同一世帯の場合は合計して1つの住居とみなして、次の認定基準で取扱いします。

同一敷地内の家屋 1	同一敷地内の家屋 2	同一敷地内の家屋 3	認定基準
耐火・準耐火(T構造)	耐火・準耐火(T構造)	耐火・準耐火(T構造)	すべて耐火・準耐火住宅(T構造)に該当 →耐火・準耐火住宅(T構造)
耐火・準耐火(T構造)	木造住宅(H構造)	耐火・準耐火(T構造)	ひとつでも木造その他の住宅に該当 →木造その他住宅

② 特定家屋のみを「耐火・準耐火住宅(T構造)」として加入したい場合

次の書類をご提出いただくことで
ご加入いただけます。

耐火・準耐火住宅(T構造)を
確認できる書類(②を参照)

家屋を特定できる敷地の図面
(手書き可)

STEP3 保障額の目安の確認

保障額の目安は、まずは、火災によって「全焼」した際を想定します。お住まいの住宅が「持ち家」か「賃貸」か、どんな住宅を再建したいか等、さまざまな条件によって変わってきますので、以下を目安にしてください。

持ち家 持ち家にお住まいの場合

ご自身の
保障額の目安としては…

①住宅の保障

- 住宅の建替え費用
- 残がい処理費用など



②住宅以外の保障

- 生活必需品の買替え費用
- 引越費用など

を準備します。

賃貸 賃貸住宅にお住まいの場合

大家さん所有の住宅は、
「借家人賠償責任補償」でカバーされる
ケースがほとんどですので、
ご自身の保障額の目安としては…

②住宅以外の保障

- 生活必需品の買替え費用
- 新しい住まいへの引越費用など

を準備します。

①住宅の保障

■住宅の建替・残がい処理にかかる費用の目安

住宅の広さ 住宅構造	66㎡ (20坪)	99㎡ (30坪)	132㎡ (40坪)
マンション(M構造) 耐火・準耐火(T構造)	1,940万円～ 1,440万円	2,910万円～ 2,160万円	3,880万円～ 2,880万円
木造住宅(H構造)	1,680万円～ 1,240万円	2,520万円～ 1,860万円	3,360万円～ 2,480万円

(UAゼンセン調べ)

②住宅以外の保障

■生活必需品の買替え・引越にかかる費用の目安

住宅 延面積	世帯主 年齢	単身	2人	3人	4人	5人以上
10坪以上	30歳未満	510万円	920万円	1,025万円	1,130万円	1,240万円
	30歳以上 ～ 40歳未満	610万円	1,320万円	1,425万円	1,530万円	1,640万円
	40歳以上	710万円	1,820万円	1,925万円	2,030万円	2,040万円
10坪未満		上記の額、または710万円のいずれか少ない額				

(UAゼンセン調べ)

①・②の費用の目安を加入口数の参考にしてください。

STEP4 基本部分 加入口数の決定

①掛金は住宅構造により異なります。

	マンション(M構造)	耐火・準耐火(T構造)	木造住宅(H構造)
基本部分	1口	1口	1口
	年額 100円	年額 250円	年額 500円
	個人最高50口加入なら 年額 5,000円	個人最高50口加入なら 年額 12,500円	個人最高50口加入なら 年額 25,000円

②住宅の形態や広さにより加入口数の限度があります。

	区分	自家(持ち家)			借家	
	住宅の 種類	住宅建物の延べ床面積			独立住宅	共同住宅
		132㎡(40坪) 以上	66㎡(20坪)以上～ 132㎡(40坪)未満	66㎡(20坪) 未満	マンション(M構造)、耐火・準耐火 (T構造)および木造(H構造)で 2戸建以下	複身 居住者 単身 居住者
基本部分	加入口数 限度	3口～50口	3口～40口	3口～30口	3口～20口	3口～20口 3口～10口

(注) マンション(M構造)の独身寮は、借家/共同住宅/単身居住者(3口～10口)となります。

STEP5 自然災害特約の選択

●「基本部分」に加えて風水雪凍害、浸水、地震の保障を更に手厚くしたい方は、「自然災害特約」を上乗せしてください。

基本部分の加入口数を上限に、1口から希望口数に加入することができます。

	マンション(M構造)	耐火・準耐火(T構造)	木造住宅(H構造)
自然災害特約	1口	1口	1口
	年額 450円	年額 650円	年額 1,200円
	個人最高 50口加入なら 年額 22,500円	個人最高 50口加入なら 年額 32,500円	個人最高 50口加入なら 年額 60,000円

STEP6 お申し込み

巻末(P34)の「個人加入申込書」に必要事項をご記入のうえ、所属の労働組合を通じ
てお申し込みください。

給付内容早見表

基本部分

●5口単位で表記していますが1口単位で希望口数に加入することができます。
●最低口数は3口です。上限は住宅の形態や広さで異なります。(P7を参照)

			加入口数による給付額										(単位:万円)		給付額の計算と確認事項	
給付の種類		被害の程度	給付額/1口	5口	10口	15口	20口	25口	30口	35口	40口	45口	50口			
① 火災・航空機の墜落・ 車両突入・爆発 等		全焼壊	100万円	500	1,000	1,500	2,000	2,500	3,000	3,500	4,000	4,500	5,000	共済金	罹災証明書で確認し、規定どおり給付します。	
		半焼壊	50万円	250	500	750	1,000	1,250	1,500	1,750	2,000	2,250	2,500			
		小焼壊	10万円	50	100	150	200	250	300	350	400	450	500			
		一部損壊	5万円限度	25	50	75	100	125	150	175	200	225	250	修繕金	罹災部分修理費用実額*の範囲内で給付します(家財、明らかなグレードアップは対象外)。	
② 風水雪凍害	UP NEW	全壊	15万円	75	150	225	300	375	450	525	600	675	750	共済金	罹災証明書で確認し、規定どおり給付します。	
		大規模半壊	12万円	60	120	180	240	300	360	420	480	540	600			
		中規模半壊	9万円	45	90	135	180	225	270	315	360	405	450			
		半壊	7.5万円	37.5	75	112.5	150	187.5	225	262.5	300	337.5	375			
		準半壊	5万円	25	50	75	100	125	150	175	200	225	250	修繕金	罹災部分修理費用実額*の範囲内で給付します(家財、明らかなグレードアップは対象外)。ただし、1万円/1口を超えてお支払いする場合があります(→P17)。	
		一部損壊	1万円限度	5	10	15	20	25	30	35	40	45	50			
③ 浸水	1床上浸水		7.5万円	37.5	75	112.5	150	187.5	225	262.5	300	337.5	375	共済金	罹災証明書で確認し、規定どおり給付します。	
	2床下浸水		(10口まで)1万円	5	10	10.5	11	11.5	12	12.5	13	13.5	14	修繕金	11口以降は、1口あたり1割の給付額になります。ただし、罹災部分修理費用実額*の範囲内で給付します(家財、明らかなグレードアップは対象外)。	
④ 地震災害	1損壊	全壊	(10口まで)5万円	25	50	52.5	55	57.5	60	62.5	65	67.5	70	共済金	11口以降は1口あたり1割の給付額です。	
		大規模半壊	(10口まで)4万円	20	40	42	44	46	48	50	52	54	56			
		中規模半壊	(10口まで)3万円	15	30	31.5	33	34.5	36	37.5	39	40.5	42			
		半壊	(10口まで)2.5万円	12.5	25	26.25	27.5	28.75	30	31.25	32.5	33.75	35			
		準半壊	(10口まで)1.5万円	7.5	15	15.75	16.5	17.25	18	18.75	19.5	20.25	21			
		一部損壊	(10口まで)1万円限度	5	10	10.5	11	11.5	12	12.5	13	13.5	14	修繕金	11口以降は1口あたり1割の給付額です。罹災部分修理費用実額*の範囲内で給付します(家財、明らかなグレードアップは対象外)。ただし1万円/1口を超えてお支払いする場合があります(→P19)。	
	2火災	全焼	(500万円限度)20万円	100	200	300	400	500	500	500	500	500	500	共済金	罹災証明書で確認し、規定どおり給付します。ただし500万円限度(団体加入を含みません。)	
		半焼	10万円	50	100	150	200	250	300	350	400	450	500	共済金	罹災証明書で確認し、規定どおり給付します。	
		小焼	5万円	25	50	75	100	125	150	175	200	225	250			
		一部損壊	1万円限度	5	10	15	20	25	30	35	40	45	50	修繕金	罹災部分修理費用実額*の範囲内で給付します(家財、明らかなグレードアップは対象外)。	
⑤ その他の住宅災害修繕金			(10口まで)1万円限度	5	10	10.5	11	11.5	12	12.5	13	13.5	14	修繕金	11口以降は、1口あたり1割の給付額になります。罹災部分修理費用実額*の範囲内で給付します(家財、明らかなグレードアップは対象外)。	
⑥ 生命共済見舞金			2万円	10	20	30	40	50	60	70	80	90	100	見舞金		

注意事項

● 保険法施行により「住宅あんしん共済」と「民間火災保険やその他共済」に重複加入している加入者は「民間火災保険等」からの給付が減額される場合がありますので、住宅あんしん共済までご相談ください。

● 「基本部分①、②、④」および「自然災害特約⑦、⑨」の全焼・全壊の共済金を受取った場合、残り期間の権利を喪失します。ただし、新規加入することができます。(全焼・全壊以外の場合は、権利が継続します。)

● 「基本部分①」の全焼壊で共済金を受取った場合「自然災害特約」からの給付がありませんので、残月数の掛金を返戻します。

● 天災地変、暴動その他の事変による大災害についての火災、住宅災害および死亡については、運営委員会で審議の上、共済金、修繕金の全部または一部が給付されないことがあります。

※罹災部分修理費用実額とは、災害が直接的な原因で被害を受けた箇所を現状まで復帰させるためにかかった費用のことです。

給付内容早見表

自然災害特約

●5口単位で表記していますが1口単位で希望口数に加入することができます。
●基本部分の加入口数が上限です。

			加入口数による給付額										(単位:万円)		給付額の計算と確認事項	
給付の種類		被害の程度	給付額/1口	5口	10口	15口	20口	25口	30口	35口	40口	45口	50口			
⑦ 風水雪凍害	UP NEW UP	全 壊	70万円	350	700	1,050	1,400	1,750	2,100	2,450	2,800	3,150	3,500	共済金	基本部分②にプラスして給付します。	
		大規模半壊	56万円	280	560	840	1,120	1,400	1,680	1,960	2,240	2,520	2,800			
		中規模半壊	42万円	210	420	630	840	1,050	1,260	1,470	1,680	1,890	2,100			
		半 壊	35万円	175	350	525	700	875	1,050	1,225	1,400	1,575	1,750			
		準 半 壊	14万円	70	140	210	280	350	420	490	560	630	700			
		一部損壊	1万円限度	5	10	15	20	25	30	35	40	45	50	修繕金	基本部分②と合算し、罹災部分修理費用実額*の範囲内で給付します(家財、明らかなグレードアップは対象外)。ただし、1万円/1口を超えてお支払いする場合があります(→P17)。	
⑧ 浸水	1 床上浸水		7.5万円	37.5	75	112.5	150	187.5	225	262.5	300	337.5	375	共済金	基本部分③-1にプラスして給付します。	
	2 床下浸水		1万円	5	10	15	20	25	30	35	40	45	50	修繕金	基本部分③-2と合算し、罹災部分修理費用実額*の範囲内で給付します(家財、明らかなグレードアップは対象外)。	
⑨ 地震災害	1 損壊	全 壊	30万円	150	300	450	600	750	900	1,050	1,200	1,350	1,500	共済金	基本部分④-1にプラスして給付します。	
		大規模半壊	24万円	120	240	360	480	600	720	840	960	1,080	1,200			
		中規模半壊	18万円	90	180	270	360	450	540	630	720	810	900			
		半 壊	15万円	75	150	225	300	375	450	525	600	675	750			
		準 半 壊	10万円	50	100	150	200	250	300	350	400	450	500			
		一部損壊	1万円限度	5	10	15	20	25	30	35	40	45	50	修繕金	基本部分④-1と合算し、罹災部分修理費用実額*の範囲内で給付します(家財、明らかなグレードアップは対象外)。ただし、1万円/1口を超えてお支払いする場合があります(→P20)。	
	2 火災	全 焼	30万円	150	300	450	600	750	900	1,050	1,200	1,350	1,500	共済金	基本部分④-2にプラスして給付します。	
		半 焼	15万円	75	150	225	300	375	450	525	600	675	750			
		小 焼	10万円	50	100	150	200	250	300	350	400	450	500			
			一部損壊	1万円	5	10	15	20	25	30	35	40	45	50	修繕金	基本部分④-2と合算し、罹災部分修理費用実額*の範囲内で給付します(家財、明らかなグレードアップは対象外)。

注意事項 ● 保険法施行により「住宅あんしん共済」と「民間火災保険やその他共済」に重複加入している加入者は「民間火災保険等」からの給付が減額される場合がありますので、住宅あんしん共済までご相談ください。

※罹災部分修理費用実額とは、災害が直接的な原因で被害を受けた箇所を現状まで復帰させるためにかかった費用のことです。

●「基本部分①、②、③」および「自然災害特約⑦、⑧」の全焼・全壊の共済金を受取った場合、残り期間の権利を喪失します。ただし、新規加入することができます。(全焼・全壊以外の場合は、権利が継続します。)

●「基本部分①」の全焼壊で共済金を受取った場合「自然災害特約」からの給付がありませんので、残月数の掛金を返戻します。

● 天災地変、暴動その他の事変による大災害についての火災、住宅災害および死亡については、運営委員会で審議の上、共済金、修繕金の全部または一部が給付されないことがあります。

年額掛金一覧表

加入 口数	基本部分										
	年額掛金			火災・住宅災害保障							
	マンション (M構造)	耐火・準耐火 (T構造)	木造住宅 (H構造)	火 災 (全焼)	風水雪凍害	浸 水		地 震		その他の 住宅災害	生命共済
					損 壊 (全壊)	床 上	床 下	損 壊 (全壊)	火 災 (全焼)		
口	円	円	円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円
1	100	250	500	100	15	7.5	1.0	5.0	20	1.0	2
2	200	500	1,000	200	30	15.0	2.0	10.0	40	2.0	4
3	300	750	1,500	300	45	22.5	3.0	15.0	60	3.0	6
4	400	1,000	2,000	400	60	30.0	4.0	20.0	80	4.0	8
5	500	1,250	2,500	500	75	37.5	5.0	25.0	100	5.0	10
6	600	1,500	3,000	600	90	45.0	6.0	30.0	120	6.0	12
7	700	1,750	3,500	700	105	52.5	7.0	35.0	140	7.0	14
8	800	2,000	4,000	800	120	60.0	8.0	40.0	160	8.0	16
9	900	2,250	4,500	900	135	67.5	9.0	45.0	180	9.0	18
10	1,000	2,500	5,000	1,000	150	75.0	10.0	50.0	200	10.0	20
11	1,100	2,750	5,500	1,100	165	82.5	10.1	50.5	220	10.1	22
12	1,200	3,000	6,000	1,200	180	90.0	10.2	51.0	240	10.2	24
13	1,300	3,250	6,500	1,300	195	97.5	10.3	51.5	260	10.3	26
14	1,400	3,500	7,000	1,400	210	105.0	10.4	52.0	280	10.4	28
15	1,500	3,750	7,500	1,500	225	112.5	10.5	52.5	300	10.5	30
16	1,600	4,000	8,000	1,600	240	120.0	10.6	53.0	320	10.6	32
17	1,700	4,250	8,500	1,700	255	127.5	10.7	53.5	340	10.7	34
18	1,800	4,500	9,000	1,800	270	135.0	10.8	54.0	360	10.8	36
19	1,900	4,750	9,500	1,900	285	142.5	10.9	54.5	380	10.9	38
20	2,000	5,000	10,000	2,000	300	150.0	11.0	55.0	400	11.0	40
21	2,100	5,250	10,500	2,100	315	157.5	11.1	55.5	420	11.1	42
22	2,200	5,500	11,000	2,200	330	165.0	11.2	56.0	440	11.2	44
23	2,300	5,750	11,500	2,300	345	172.5	11.3	56.5	460	11.3	46
24	2,400	6,000	12,000	2,400	360	180.0	11.4	57.0	480	11.4	48
25	2,500	6,250	12,500	2,500	375	187.5	11.5	57.5	500	11.5	50
26	2,600	6,500	13,000	2,600	390	195.0	11.6	58.0	500	11.6	52
27	2,700	6,750	13,500	2,700	405	202.5	11.7	58.5	500	11.7	54
28	2,800	7,000	14,000	2,800	420	210.0	11.8	59.0	500	11.8	56
29	2,900	7,250	14,500	2,900	435	217.5	11.9	59.5	500	11.9	58
30	3,000	7,500	15,000	3,000	450	225.0	12.0	60.0	500	12.0	60
31	3,100	7,750	15,500	3,100	465	232.5	12.1	60.5	500	12.1	62
32	3,200	8,000	16,000	3,200	480	240.0	12.2	61.0	500	12.2	64
33	3,300	8,250	16,500	3,300	495	247.5	12.3	61.5	500	12.3	66
34	3,400	8,500	17,000	3,400	510	255.0	12.4	62.0	500	12.4	68
35	3,500	8,750	17,500	3,500	525	262.5	12.5	62.5	500	12.5	70
36	3,600	9,000	18,000	3,600	540	270.0	12.6	63.0	500	12.6	72
37	3,700	9,250	18,500	3,700	555	277.5	12.7	63.5	500	12.7	74
38	3,800	9,500	19,000	3,800	570	285.0	12.8	64.0	500	12.8	76
39	3,900	9,750	19,500	3,900	585	292.5	12.9	64.5	500	12.9	78
40	4,000	10,000	20,000	4,000	600	300.0	13.0	65.0	500	13.0	80
41	4,100	10,250	20,500	4,100	615	307.5	13.1	65.5	500	13.1	82
42	4,200	10,500	21,000	4,200	630	315.0	13.2	66.0	500	13.2	84
43	4,300	10,750	21,500	4,300	645	322.5	13.3	66.5	500	13.3	86
44	4,400	11,000	22,000	4,400	660	330.0	13.4	67.0	500	13.4	88
45	4,500	11,250	22,500	4,500	675	337.5	13.5	67.5	500	13.5	90
46	4,600	11,500	23,000	4,600	690	345.0	13.6	68.0	500	13.6	92
47	4,700	11,750	23,500	4,700	705	352.5	13.7	68.5	500	13.7	94
48	4,800	12,000	24,000	4,800	720	360.0	13.8	69.0	500	13.8	96
49	4,900	12,250	24,500	4,900	735	367.5	13.9	69.5	500	13.9	98
50	5,000	12,500	25,000	5,000	750	375.0	14.0	70.0	500	14.0	100

※ 1 住宅の構造・形態についてはP27「ご加入にあたって⑤住宅の構造と形態」をご参照ください。
※ 2 基本部分のみの加入（最低加入口数は3口）、または基本部分＋自然災害特約部分の加入ができます。

加入 口数	自然災害特約部分							
	年額掛金			自然災害保障				
	マンション (M構造)	耐火・準耐火 (T構造)	木造住宅 (H構造)	風水雪凍害	浸 水		地 震	
				損 壊 (全壊)	床 上	床 下	損 壊 (全壊)	火 災 (全焼)
口	円	円	円	万円	万円	万円	万円	万円
1	450	650	1,200	70	7.5	1	30	30
2	900	1,300	2,400	140	15.0	2	60	60
3	1,350	1,950	3,600	210	22.5	3	90	90
4	1,800	2,600	4,800	280	30.0	4	120	120
5	2,250	3,250	6,000	350	37.5	5	150	150
6	2,700	3,900	7,200	420	45.0	6	180	180
7	3,150	4,550	8,400	490	52.5	7	210	210
8	3,600	5,200	9,600	560	60.0	8	240	240
9	4,050	5,850	10,800	630	67.5	9	270	270
10	4,500	6,500	12,000	700	75.0	10	300	300
11	4,950	7,150	13,200	770	82.5	11	330	330
12	5,400	7,800	14,400	840	90.0	12	360	360
13	5,850	8,450	15,600	910	97.5	13	390	390
14	6,300	9,100	16,800	980	105.0	14	420	420
15	6,750	9,750	18,000	1,050	112.5	15	450	450
16	7,200	10,400	19,200	1,120	120.0	16	480	480
17	7,650	11,050	20,400	1,190	127.5	17	510	510
18	8,100	11,700	21,600	1,260	135.0	18	540	540
19	8,550	12,350	22,800	1,330	142.5	19	570	570
20	9,000	13,000	24,000	1,400	150.0	20	600	600
21	9,450	13,650	25,200	1,470	157.5	21	630	630
22	9,900	14,300	26,400	1,540	165.0	22	660	660
23	10,350	14,950	27,600	1,610	172.5	23	690	690
24	10,800	15,600	28,800	1,680	180.0	24	720	720
25	11,250	16,250	30,000	1,750	187.5	25	750	750
26	11,700	16,900	31,200	1,820	195.0	26	780	780
27	12,150	17,550	32,400	1,890	202.5	27	810	810
28	12,600	18,200	33,600	1,960	210.0	28	840	840
29	13,050	18,850	34,800	2,030	217.5	29	870	870
30	13,500	19,500	36,000	2,100	225.0	30	900	900
31	13,950	20,150	37,200	2,170	232.5	31	930	930
32	14,400	20,800	38,400	2,240	240.0	32	960	960
33	14,850	21,450	39,600	2,310	247.5	33	990	990
34	15,300	22,100	40,800	2,380	255.0	34	1,020	1,020
35	15,750	22,750	42,000	2,450	262.5	35	1,050	1,050
36	16,200	23,400	43,200	2,520	270.0	36	1,080	1,080
37	16,650	24,050	44,400	2,590	277.5	37	1,110	1,110
38	17,100	24,700	45,600	2,660	285.0	38	1,140	1,140
39	17,550	25,350	46,800	2,730	292.5	39	1,170	1,170
40	18,000	26,000	48,000	2,800	300.0	40	1,200	1,200
41	18,450	26,650	49,200	2,870	307.5	41	1,230	1,230
42	18,900	27,300	50,400	2,940	315.0	42	1,260	1,260
43	19,350	27,950	51,600	3,010	322.5	43	1,290	1,290
44	19,800	28,600	52,800	3,080	330.0	44	1,320	1,320
45	20,250	29,250	54,000	3,150	337.5	45	1,350	1,350
46	20,700	29,900	55,200	3,220	345.0	46	1,380	1,380
47	21,150	30,550	56,400	3,290	352.5	47	1,410	1,410
48	21,600	31,200	57,600	3,360	360.0	48	1,440	1,440
49	22,050	31,850	58,800	3,430	367.5	49	1,470	1,470
50	22,500	32,500	60,000	3,500	375.0	50	1,500	1,500

※ 3 自然災害特約は、基本部分の加入口数を上限に1口から加入できます。自然災害特約のみ加入することはできません。
※ 4 自然災害特約加入者は、基本部分掛金＋自然災害特約部分掛金＝年間掛金となります。

1.基本部分 ①火災等

給付対象事由 「火災」「航空機の墜落」「爆発」「車両突入」



火災

- 対象
- 住宅の火災
 - 隣家からの類焼、落雷による火災、消防冠水、破壊消防による住宅への被害
 - 給付請求には罹災証明書の原本の提出が必須です。
 - 地震による火災は④-2「地震のときの火災による被害」の対象です(→P20)。

航空機の墜落

- 対象
- 住宅への航空機の墜落、接触、付属品や積載物の落下による住宅への被害

爆発

- 対象
- ガス、薬品などの爆発(破裂、爆風、気体)による住宅の被害

車両突入

- 対象
- 第三者による車両の突入、接触、積載物などの落下による被害
 - 給付の請求には事故証明の提出が必須です。
- 対象外
- 本人や家族、同居者が所有、運転する車両による被害

水漏れ被害

- 対象
- 道路工事等の外因により突発的に生じた住宅内の水道管、排水管の亀裂、破損による水漏れ被害
 - 被害程度は「一部損壊」として認定します。
- 対象外
- 時間の経過により生じた、原因の証明が困難な被害
 - 地盤沈下による被害

「火災等」による住宅の一部とみなす設備、機器の被害

- 対象
- 機器:エアコン室外機、給水設備、給湯設備、ソーラーシステム、ソーラー発電設備
 - 被害程度は「一部損壊」として認定します。
 - 買い換えた場合は、「使用年数減額率」を適用します。

■使用年数減額率						
使用年数	2年未満	2年～4年未満	4年～6年未満	6年～8年未満	8年～10年未満	10年以上
減額率	0%	10%	20%	30%	40%	50%

畳・床に接着したカーペット類、フローリングの焼損

1口1万円を限度に「罹災部分修理費用実額」*の範囲内で給付します。

対象外 ●線香、タバコの火による焼損

半額の給付となる被害の対象

以下の被害は給付金額の上限を50%とし、「罹災部分修理費用実額」*の50%を修繕金として給付します。

- プラスチック製屋根材(素材・種類が塩化ビニール、ポリカーボネート、アクリル製ほかの原料による波板)
- 車庫、塀、物置、倉庫
- 住宅と同一の店舗部分

対象外 ●間垣、目隠し、各種機器のカバー、土台工事されていない物置など簡易な建物

「火災等」の給付基準

被害程度	住宅延べ床面積/ 焼損壊割合	1口あたり 給付額	給付額の計算・確認事項	
全焼壊	70%以上	100万円	共済金	罹災証明書で確認し、規定どおり給付します。
半焼壊	20%～70%未満	50万円		
小焼壊	10%～20%未満	10万円		
一部損壊	10%未満	5万円限度	修繕金	「罹災部分修理費用実額」*の範囲内で給付します。 家財の被害、明らかなグレードアップは対象外です。

- 被害程度 全焼壊 の場合
 - 全焼壊の共済金を受け取った場合、加入期間の残りを喪失します。ただし新規加入することができます。
- 被害程度 半焼壊 小焼壊 の場合
 - 被害の程度により、1口最高10万円まで付加給付される場合があります。

※罹災部分修理費用実額とは…
災害が直接的な原因で被害を受けた箇所を現状まで復帰させるためにかかった費用のこと。



給付対象事由と認定基準

1.基本部分

2.自然災害特約

1.基本部分 ②風水雪凍害

給付対象事由 「台風」「豪雨」「ひょう」「降雪」「凍結」「竜巻」「落雷」



公的に証明できる天災による被害が対象

- 給付請求には罹災証明書の原本を提出してください
- 自治体の事情により取得できない場合は、所属組合または共済事業局へご相談ください。
- 突発的な外因による直接の被害が対象です

対象外

- 窓やドアの閉め忘れによる室内の被害といった二次的な被害は対象外
- 老朽化による被害、老朽化による雨漏りは対象外

「風水雪凍害」による住宅の一部とみなす設備、機器の被害

対象

- 機器:エアコン室外機、給水設備、給湯設備、ソーラーシステム、ソーラー発電設備
- 落雷による異常電流障害による被害も対象です。
- 被害程度は「一部損壊」として認定します。
- 買い換えた場合は、「使用年数減額率」を適用します。

■使用年数減額率

使用年数	2年未満	2年～4年未満	4年～6年未満	6年～8年未満	8年～10年未満	10年以上
減額率	0%	10%	20%	30%	40%	50%

テレビアンテナ、パラボラアンテナの被害

一口1,000円として、加入口数を上限に「罹災部分修理費用実額」*の範囲で給付します。

対象外

- 業務用、趣味の無線アンテナ、それに関連する設備

修理を行わないうちに別の風水雪凍害による災害を受けた場合

一括してひとつの災害として扱います。

半額の給付となる被害の対象

以下の被害は給付金額の上限を50%とし、「罹災部分修理費用実額」*の50%を修繕金として給付します。

- プラスチック製屋根材(素材・種類が塩化ビニール、ポリカーボネート、アクリル製ほかの原料による波板)
- 車庫、塀、物置、倉庫
- 住宅と同一の店舗部分

対象外

- 間垣、目隠し、各種機器のカバー、土台工事されていない物置など簡易な建物

※罹災部分修理費用実額とは…

災害が直接的な原因で被害を受けた箇所を現状まで復帰させるためにかかった費用のこと。

「風水雪凍害」の給付基準

被害程度	損害割合※	1口あたり給付額	給付額の計算・確認事項	
全壊	50%以上	15万円	共済金	罹災証明書で確認し、規定どおり給付します。
大規模半壊	40%～50%未満	12万円		
中規模半壊	30%～40%未満	9万円		
半壊	20%～30%未満	7.5万円		
準半壊	10%～20%未満	5万円		
一部損壊	10%未満	1万円限度	修繕金	「罹災部分修理費用実額」*の範囲内で給付します。家財の被害、明らかなグレードアップは対象外です。

※建物の主要な構成要素の経済的被害の建物全体に占める損害割合

●被害程度 全壊 の場合

- 全壊の共済金を受け取った場合、加入期間の残りを喪失します。ただし新規加入することができます。

●被害程度 一部損壊 の場合

「罹災証明書」の提出を前提に、1口あたりの給付額を以下とする場合があります。

- 「罹災部分修理費用実額」*が200万円以上の場合、1口につき5万円限度
 - 「罹災部分修理費用実額」*が100万円以上、200万円未満の場合、1口につき3万円限度
- ただし、明らかなグレードアップは対象外です。



「自然災害特約」に加入した場合、「基本部分」にプラスして給付します。

2.自然災害特約 ⑦風水雪凍害

給付対象事由と認定基準は「基本部分」と同じです。

基本部分②「風水雪凍害」(→P16)にプラスして給付します。

「風水雪凍害」の給付基準

被害程度	損害割合※	1口あたり給付額	給付額の計算・確認事項	
全壊	50%以上	70万円	共済金	基本部分②にプラスして給付します。
大規模半壊	40%～50%未満	56万円		
中規模半壊	30%～40%未満	42万円		
半壊	20%～30%未満	35万円		
準半壊	10%～20%未満	14万円		
一部損壊	10%未満	1万円限度	修繕金	基本部分②と合算し、罹災部分修理費用実額*の範囲内で給付します。家財の被害、明らかなグレードアップは対象外です。

※建物の主要な構成要素の経済的被害の建物全体に占める損害割合

●被害程度 全壊 の場合

- 全壊の共済金を受け取った場合、加入期間の残りを喪失します。ただし新規加入することができます。

●被害程度 一部損壊 の場合

「罹災証明書」の提出を前提に、1口あたりの給付額を以下とする場合があります。

- 「罹災部分修理費用実額」*が200万円以上の場合、1口につき10万円限度
 - 「罹災部分修理費用実額」*が100万円以上、200万円未満の場合、1口につき5万円限度
- ただし、明らかなグレードアップは対象外です。

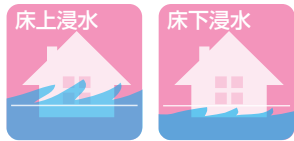
給付対象事由と認定基準

1.基本部分

2.自然災害特約

1.基本部分 ③ 浸水被害

給付対象事由 「床上浸水」「床下浸水」



浸水による住宅の被害

公的に証明ができる天災による被害が対象

- 給付請求には罹災証明書の原本の提出が必須です。
- 突発的な外因による直接の被害が対象です。
 - 水が時間をかけ、徐々に水位が上がり地盤面を超え床上浸水または、床下浸水し、その後、水が引いたことによる被害が対象です。

対象外 ● 地下、半地下部分の被害は対象外です。

「浸水被害」の給付基準

被害程度	1口あたり給付額	給付額の計算・確認事項	
床上浸水	7.5万円	共済金	罹災証明書で確認し、規定どおり給付します。
床下浸水	(10口まで) 1万円限度	修繕金	・11口以降は1口あたり1割(1,000円)の給付額。 ・「罹災部分修理費用実額」*の範囲内で給付します。 ・家財の被害、明らかなグレードアップは対象外です。

- 被害程度 床上浸水 の場合
 - 罹災証明書に「床上浸水」の記載と同時に②風水雪凍害の「全壊」「大規模半壊」「中規模半壊」「半壊」「準半壊」が記載されていた際は、給付額がより高い被害程度の給付を行います。
- 被害程度 床下浸水 の場合
 - 給付請求に必要な各種書類に加え、「同意書」(提出書類について発行元に確認することを加入者が同意するもの)の提出が必要です。



「自然災害特約」に加入した場合、「基本部分」にプラスして給付します。

給付対象事由と認定基準は「基本部分」と同じです。

2.自然災害特約 ③ 浸水被害

基本部分③「浸水被害」(→P18)にプラスして給付します。

「風水雪凍害」の給付基準

被害程度	1口あたり給付額	給付額の計算・確認事項	
床上浸水	7.5万円	共済金	基本部分③-1にプラスして給付します。
床下浸水	1万円限度	修繕金	基本部分③-2と合算し、罹災部分修理費用実額*の範囲内で給付します。家財の被害、明らかなグレードアップは対象外です。

- 被害程度 床上浸水 の場合
 - 罹災証明書に「床上浸水」の記載と同時に⑦風水雪凍害の「全壊」「大規模半壊」「中規模半壊」「半壊」「準半壊」が記載されていた際は、給付額がより高い被害程度の給付を行います。
- 被害程度 床下浸水 の場合
 - 給付請求に必要な各種書類に加え、「同意書」(提出書類について発行元に確認することを加入者が同意するもの)の提出が必要です。

※罹災部分修理費用実額とは…
災害が直接的な原因で被害を受けた箇所を現状まで復帰させるためにかった費用のこと。

1.基本部分 ④-1 地震による損壊

給付対象事由 「地震」「津波」「噴火」



公的に証明できる天災による被害が対象

- 給付請求には罹災証明書の原本の提出が必須です
- 突発的な外因による直接の被害が対象です。

対象外 ● 老朽化による損壊、ひび割れは対象外

「地震損壊」による住宅の一部とみなす設備、機器の被害

- 対象 機器:エアコン室外機、給水設備、給湯設備、ソーラーシステム、ソーラー発電設備
- 被害程度は「一部損壊」として認定します。
- 買い換えた場合は、「使用年数減額率」を適用します。

使用年数減額率

使用年数	2年未満	2年～4年未満	4年～6年未満	6年～8年未満	8年～10年未満	10年以上
減額率	0%	10%	20%	30%	40%	50%

テレビアンテナ、パラボラアンテナの被害

一口1,000円として、加入口数を上限に「罹災部分修理費用実額」*の範囲で給付します。

対象外 ● 業務用、趣味の無線アンテナ、それに関連する設備

「地震損壊」の給付基準

被害程度	損害割合※	1口あたり給付額	給付額の計算・確認事項	
全壊	50%以上	5万円	共済金	・11口以降は1口あたり1割の給付額 全壊5,000円、大規模半壊3,500円、半壊2,500円、準半壊1,500円、修繕金1,000円
大規模半壊	40%～50%未満	4万円		
中規模半壊	30%～40%未満	3万円		
半壊	20%～30%未満	2.5万円		
準半壊	10%～20%未満	1.5万円		
一部損壊	10%未満	1万円限度	修繕金	・11口以降は1口あたり1割(1,000円)の給付額。 ・「罹災部分修理費用実額」*の範囲内で給付します。 ・家財の被害、明らかなグレードアップは対象外です。

※建物の主要な構成要素の経済的被害の建物全体に占める損害割合

- 被害程度 全壊 の場合
 - 全壊の共済金を受け取った場合、加入期間の残りを喪失します。ただし新規加入することができます。
- 被害程度 一部損壊 の場合
 - 1口あたりの給付額を以下とする場合があります。
 - 「罹災部分修理費用実額」*が150万円以上の場合、1口につき1.5万円限度で10口まで給付。11口以降は1口あたり1割の1,500円を給付。
 - ただし、明らかなグレードアップは対象外です。

給付対象事由と認定基準

1.基本部分

2.自然災害特約



「自然災害特約」に加入した場合、「基本部分」にプラスして給付します。

給付対象事由と認定基準は「基本部分」と同じです。

2.自然災害特約 ⑨-1 地震による損壊

基本部分 ④-1「地震による損壊」(→P19)にプラスして給付します。

「地震損壊」の給付基準

被害程度	損害割合※	1口あたり 給付額	給付額の計算・確認事項	
全壊	50%以上	30万円	10 口 まで	共済金 ・基本部分④-1にプラスして給付します。
大規模半壊	40%～50%未満	24万円		
中規模半壊	30%～40%未満	18万円		
半壊	20%～30%未満	15万円		
準半壊	10%～20%未満	10万円		
一部損壊	10%未満	1万円限度	修繕金	・基本部分④-1と合算し、罹災部分修理費用実額※の範囲内で給付します。家財の被害、明らかなグレードアップは対象外です。

※建物の主要な構成要素の経済的被害の建物全体に占める損害割合

●被害程度 全壊 の場合

- ・全壊の共済金を受け取った場合、加入期間の残りを喪失します。ただし新規加入することができます。

●被害程度 一部損壊 の場合

「罹災証明書」の提出を前提に、1口あたりの給付額を以下とする場合があります。

- ・「罹災部分修理費用実額」※が200万円以上の場合、1口に10万円限度
- ・「罹災部分修理費用実額」※が100万円以上、200万円未満の場合、1口につき5万円限度
ただし、明らかなグレードアップは対象外です。

「地震火災」の給付基準

被害程度	住宅延べ床面積/ 焼損壊割合	1口あたり 給付額	給付額の計算・確認事項	
全焼	70%以上	20万円	共済金	・罹災証明書で確認し、規定どおり給付します。 ・最大給付額は500万円です。
半焼	20%～70%未満	10万円		・罹災証明書で確認し、規定どおり給付します。
小焼	10%～20%未満	5万円		
一部損壊	10%未満	1万円限度	修繕金	・「罹災部分修理費用実額」※の範囲内で給付します。 ・家財の被害、明らかなグレードアップは対象外です。

●被害程度 全焼 の場合

- ・全焼の共済金を受け取った場合、加入期間の残りを喪失します。ただし新規加入することができます。

「地震損壊」「地震火災」ともに半額の給付となる被害の対象

以下の被害は給付金額の上限を50%とし、「罹災部分修理費用実額」※の50%を修繕金として給付します。

- プラスチック製屋根材(素材・種類が塩化ビニール、ポリカーボネート、アクリル製ほかの原料による波板)
- 車庫、塀、物置、倉庫
- 住宅と同一の店舗部分

対象外 ●間垣、目隠し、各種機器のカバー、土台工事されていない物置など簡易な建物



「自然災害特約」に加入した場合、「基本部分」にプラスして給付します。

給付対象事由と認定基準は「基本部分」と同じです。

2.自然災害特約 ⑨-2 地震による火災

基本部分 ④-2「地震による火災」(→P20)にプラスして給付します。

「地震火災」の給付基準

被害程度	住宅延べ床面積/ 焼損壊割合	1口あたり 給付額	給付額の計算・確認事項	
全焼	70%以上	30万円	共済金	・基本部分④-2にプラスして給付します。
半焼	20%～70%未満	15万円		
小焼	10%～20%未満	10万円		
一部損壊	10%未満	1万円	修繕金	・基本部分④-2と合算し、罹災部分修理費用実額※の範囲内で給付します。家財の被害、明らかなグレードアップは対象外です。

●被害程度 全焼 の場合

- ・全焼の共済金を受け取った場合、加入期間の残りを喪失します。ただし新規加入することができます。

※罹災部分修理費用実額とは…

災害が直接的な原因で被害を受けた箇所を現状まで復旧させるためにかかった費用のこと。

1.基本部分 ④-2 地震による火災

給付対象事由 「地震のときの火災」



地震による火災

対象

- 地震が原因で同時またはその後発生した火災が対象です。
- 給付請求には罹災証明書の原本の提出が必須です。

最大給付額

- 個人加入の最大給付額は500万円です。
- 団体加入の給付額は、個人加入の最大給付額500万円とは別に給付します。

給付対象事由と認定基準

1.基本部分

2.自然災害特約

1.基本部分 ⑤ その他の住宅災害修繕金

給付対象事由 「第三者加害行為」「空巢」「落雷」「シロアリ」「上階からの水濡れ」



第三者加害行為

- 対象**
- 第三者による外部からの投石等による災害が対象です。
 - 10口まで1口あたり1万円を限度として給付します。(11口以降は1口あたり1割給付)

対象外 ● 加入者、家族および同居者が原因の場合は対象外です。

空巢による住宅への被害

- 警察署による証明書の提出が必須です。
- 10口まで1口あたり1万円を限度として給付します。(11口以降は1口あたり1割給付)

風呂の空焚きによる釜、浴槽部分の被害

- 10口まで1口あたり1万円を限度として給付します。(11口以降は1口あたり1割給付)

落雷による家電機器の被害

- 修理費用を原則として、10口まで1口あたり1万円を限度として給付します。(11口以降は1口あたり1割給付)
- 買い替えた場合は1点につき1万円を限度とします。

対象外 ● ノートパソコン、タブレット、スマホなどの携帯品、ゲーム機と各関連機器は対象外です。

シロアリによる住宅災害

- 対象**
- 住宅建物の補修工事費用が対象です。
※シロアリの駆除、予防の費用は対象外です。
 - 罹災時点で継続加入24カ月を経過している加入者が対象です。
 - 10口まで1口あたり1万円を限度として給付します。(11口以降は1口あたり1割給付)

対象外 ● 罹災時点で継続加入期間が24カ月に満たない場合は対象外です。
● シロアリ被害給付後24カ月経過していない被害は、異なる箇所であっても対象外です。

共同住宅での上階からの水濡れ

- 対象**
- 加入者が被害者の場合が給付対象です。
 - 10口まで1口あたり1万円を限度として給付します。(11口以降は1口あたり1割給付)

対象外 ● 加入者が加害者の場合は対象外です。

「その他の住宅災害修繕金」の給付基準

1口あたり給付額	給付額の計算・確認事項	
(10口まで) 1万円限度	修繕金	・11口以降は1口あたり1割(1,000円)給付 ・「罹災部分修理費用実額」*の範囲内で給付します。 ・家財の被害、明らかなグレードアップは対象外です。

- 落雷による家電機器の被害 の場合
・買い替えた場合は1点につき1万円限度です。

1.基本部分 ⑥ 生命共済見舞金

給付対象事由 「死亡」

※死因は問いません

死亡

加入者が満67歳以下で死亡した場合

1口につき2万円の生命共済見舞金を遺族に給付します。

- シルバー加入者は対象外
- 団体加入の給付額は、個人加入の最大給付額100万円とは別に給付します。

※罹災部分修理費用実額とは…
災害が直接的な原因で被害を受けた箇所を現状まで復帰させるためにかった費用のこと。



Q1 なぜ?どうして?「住宅保障」は必要なの?

A1 法律では通常、他人に迷惑をかけた場合は加害者側の損害賠償責任を認めています。しかし、火災の場合は例外で「失火責任法」により多くの場合、火元の損害賠償責任が免責されます。つまり、自宅が火元で隣家へ損害を与えた場合、損害賠償責任は負いませんが、逆に隣家からの貰い火で自宅が焼失した場合は損害賠償責任は問いません。

Q2 「生命共済見舞金」は被災時に死亡した時のみが対象ですか?

A2 いいえ、死亡原因に関わらず、お支払いします。対象は加入者のみです。
被災時のみと勘違いされている方も少なくありませんので、ご注意ください。

Q3 「共済金」と「修繕金」の違いは?

A3 火災で「小焼壊」、自然災害で「準半壊」「床上浸水」以上の被害は「共済金」として口数に応じ定額を給付します。
一方、一部損壊(準半壊に至らない)では「修繕金」として、口数による金額を上限に、修理に要した実額を給付します。

Q4 住宅あんしん共済には家財保障はありますか?

A4 罹災証明書等で全焼壊～小焼・準半壊と認定された場合、口数に応じ定額(火災全焼の場合1口・100万円など)の共済金をお支払いします。家財を含めた保障額・口数をご検討ください。
一方、被害が比較的軽微な一部損壊(修繕金)では住宅の一部とみなす設備・機器(エアコンの室外機、給水設備、給湯設備等)以外の家財は給付対象となりません。

Q5 給付金に関して、民間火災保険との違いは?

A5 民間は罹災証明書の提出は不要、工事の見積もりの段階で保険金請求しますが、一定規模の被害は保険会社の査定があります。
住宅あんしん共済では小焼壊や準半壊以上(共済金)で罹災証明書と被災箇所の写真により定額を給付しますので、迅速な給付が可能です。一部損壊(修繕金)では罹災証明書と被災後の写真のほか、被災箇所を工事終了後、修理見積書、請求書、領収証、修理後の写真も必要です。

給付金請求にあたって

給付金請求までの流れ

火災や自然災害等により、加入する住居に被害を受けた場合は、次の流れに沿って、給付申請を行ってください。

ひとつの災害につき一度の申請となります。ご注意ください。

STEP1 罹災状況の確認

- 罹災状況や損害の程度を確認してください。
- 原因(台風○号等)、被災日時を確認の上、被害箇所が特定できる写真を撮影してください。

【撮影する写真】

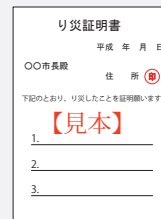
- 住居表示・表札・建物全景の写真
- すべての損害箇所の写真(損害箇所のアップだけでは不可)

※被害箇所が多く分かりづらい場合は、被害箇所を記載した見取図を用意してください。



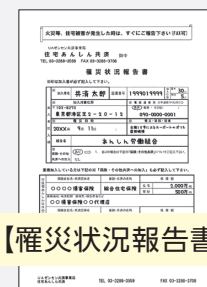
STEP2 罹災証明申請

- 管轄の区市町村役場または消防署に申請の上、「罹災証明書」の発行を受けてください。
- 「罹災証明書」は**原本**が必要です。
- 自治体により発行期限など異なりますのでご注意ください。



STEP3 罹災報告

- 加入者のしおりに掲載の「罹災状況報告書」にて所属の労働組合経由で住宅あんしん共済宛に被害状況を報告してください。(FAX可)
- お手元がない場合は所属の労働組合より入手ください。



組合経由で送付 → 住宅あんしん共済

【罹災状況報告書】

罹災証明書が

一部損焼・一部損壊 準半壊に至らない 床下浸水 の場合はAへ進んでください。

小焼壊 準半壊 半焼壊 中規模半壊 大規模半壊 全焼壊 床上浸水 の場合はBへ進んでください。

A STEP3で罹災証明書が 一部損焼・一部損壊 準半壊に至らない 床下浸水 の場合

STEP4 修理開始

- 修理の前に業者に「修理見積書」の作成を依頼してください。その後に修理を開始してください。
(注)屋根の上等、自力で写真撮影が困難な場合は、業者の見積り作成の際に撮影を依頼してください。

STEP5 修理完了

- 修理が完了したら、次のものを準備してください。
① 修理見積書 ② 領収書または銀行振込控 ③ 請求明細書 ④ 修理後の写真
(注)「修理後の写真」は、修理した全ての箇所に必要です。

STEP6 給付請求の準備

- 加入者のしおりに掲載の「罹災報告書および給付金請求書」をご準備ください。お手元がない場合は所属の労働組合より入手ください。
- 必要事項をもれなく記入してください。また、裏面に必要添付書類が記載されているので、請求に必要な書類がそろっているかもあわせて確認してください。

STEP7 給付金請求手続

- 「罹災報告書および給付金請求書」を所属の労働組合経由で住宅あんしん共済宛に送付してください。
(注)上記書類の送付前に、記入漏れ、必要書類の添付漏れがないかを確認してください。

STEP8 給付金支払

- 給付金は、申請から2週間程度を目安に、労働組合口座または加入者の指定口座に送金されます。

B STEP3で罹災証明書が 小焼壊 準半壊 半焼壊 中規模半壊 大規模半壊 全焼壊 床上浸水 の場合

STEP4 給付請求の準備

- 加入者のしおりに掲載の「罹災報告書および給付金請求書」をご準備ください。お手元がない場合は所属の労働組合より入手ください。修理は不要です。

STEP5 給付金請求手続

- 「罹災報告書および給付金請求書」を所属の労働組合経由で住宅あんしん共済宛に送付してください。
(注)上記書類に加えて、「罹災証明書」原本、「罹災状況の写真」を添付してください。

STEP6 給付金支払

- 給付金は、申請から2週間程度を目安に、労働組合口座または加入者の指定口座に送金されます。

ご加入にあたって

1 加入資格

基本部分

UAゼンセンに加盟している組合の満67歳以下の組合員および組合事務所が加入できます。

住宅あんしん共済に個人加入している方が、退職または満68歳を迎えられたときに、個人加入の期限切れ日から移行して「シルバー共済」に加入できます。
加入者が死亡したときは、組合の届出により、配偶者に限り、期限切れ日から「シルバー共済」に移行できます。(原則3年以内)

自然災害特約

基本部分に加入することで、自然災害特約に加入できます。

2 加入対象

基本部分

- 1.加入者が国内において主たる生活をしている住宅1箇所です。ただし、自家(本人または配偶者の所有)で1親等以内の親族が居住する住宅1箇所を加入できます。
- 2.個人加入者は転勤を理由に次の住居も加入できます。
 - (1)自家以外に、転勤先の住居
 - (2)借家に家族(配偶者と子に限る)を残した場合、借家と転勤先の住居
 - (3)転勤により一時的に空家にする場合の自家。ただし、他人に賃貸した場合は、残余期間を解約しなければなりません。
- 3.同じ敷地内に母屋と離れ等家屋が2つ以上あり、同一世帯である場合は、合計して1つの住居とみなします。加入申込みの際に、予め家屋を特定する場合は、特定家屋のみ対象とすることができます。
- 4.同一世帯の組合員が2名以上加入する等、同一世帯複数加入の場合は、加入口数の合計が制限口数を超えて加入することはできません。
- 5.自家(持ち家)だけでなく、借家や社宅・寮住まいの方も加入できます。
- 6.災害の発生、異動等で加入内容に変更がある場合は、すぐに所属組合(以下、「組合」)を通じてUAゼンセン共済事業局(以下、「共済事業局」)までご連絡ください。各種変更手続きを忘れた場合、給付の対象にならないことがあります。

(※)シルバー共済で加入できる住居は、加入者が主たる生活をしている住居1箇所のみとなります。

3 加入口数

基本部分

住宅の構造・種別により、加入口数の限度内で希望口数に加入することができます。

区分	自家(持ち家)			借家		
	住宅建物の延べ床面積			独立住宅	共同住宅	
住宅の種類	132㎡(40坪)以上	132㎡(40坪)未満～66㎡(20坪)以上	66㎡(20坪)未満	マンション(M構造)、耐火・準耐火(T構造)および木造(H構造)で2戸建以下	複身居住者	単身居住者
加入口数限度	3□～50□	3□～40□	3□～30□	3□～20□	3□～20□	3□～10□

(注) マンション(M構造)の独身寮は、借家/共同住宅/単身居住者(加入口数限度3□～10□)となります。

自然災害特約

基本部分の加入口数を上限に、1□から希望口数に加入することができます。

4 掛金(年額)

- 1.1□あたりの年額掛金は、住宅の構造・形態別に次のとおりです。

個人加入制度	基本部分	自然災害特約
マンション(M構造)	100円	450円
耐火・準耐火(T構造)	250円	650円
木造住宅(H構造)	500円	1,200円

- 2.「組合事務所」および「シルバー共済」は、「木造住宅(H構造)」の基本部分の掛金が1□400円になります。
- 3.住宅あんしん共済の掛金は1年間の掛捨てです。また、住宅あんしん共済は、所得税法上の地震保険料控除の対象外の共済であるため、掛金は確定申告の保険料控除の対象になりません。

5 住宅の構造と形態

住宅の構造

- 1.マンション構造住宅(M構造)とは、次の住宅をいいます。
 - (1)次のいずれかに該当する共同住宅
 - ①コンクリート造 ②コンクリート・ブロック造 ③れんが造 ④石造
 - (2)耐火建築物の共同住宅
 - (3)耐火構造建築物の共同住宅
 - (4)主要構造部分が耐火構造の建物の共同住宅
 - (5)(2)～(4)の場合、また外見上(1)に該当するか判定が難しい場合は次の書類を確認のうえ決定します。
 - ①建築確認申請書 ②建築業者による証明書 ③損害保険会社等の判定済みの構造区分が明記された契約書等 ④建物構造証明書(施工者、ハウスメーカー、販売店からの証明書)
 - (6)用語説明
 - ①共同住宅とは、独立した複数の住戸が1つの建物内に集まっており、共有部分を有するものをいいます。なお、二世帯住宅は共同住宅とは見做しません。
 - ②長屋とは1棟で共有部分を有しない住戸が2戸以上のもの、または住室の形式が界壁を共有して連続しているもの、重ね建て等になっている形態のものをいいます。共有部分を有する住戸であれば共同住宅とします。
 - ③共有部分とは居住者(区分所有者や賃貸人)が全員で利用する部分であり、エントランスホール、廊下、階段等を指します。
 - ④コンクリート造とは、すべての柱(つけ柱等を除く)をコンクリートで作った建物をいいます。
 - ⑤コンクリート・ブロック造とは、コンクリート・ブロックを、れんが造とはれんがを、石造とは石材を積み重ねて作った建物をいいます。なお、鉄骨造りおよび木造の外壁にそれぞれの素材を用いたものは含みません。
- 2.耐火・準耐火住宅(T構造)とは、次の住宅をいいます。耐火構造、準耐火構造および省令準耐火構造の建物とし、次のいずれか書類等での確認ができる建物とします。
 - (1)建築確認申請書
 - (2)建築業者による証明書
 - (3)損害保険会社等の判定済みの構造区分が明記された契約書等
 - (4)建物構造証明書(施工者、ハウスメーカー、販売店からの証明書)
- 3.木造その他の構造住宅(H構造)とは、前記第1号および2号以外の住宅をいいます。

住宅の形態

- 1.自家とは、次の持ち家である住居をいいます。
 - (1)本人および配偶者所有の住居
 - (2)二親等以内の親族が所有する住居で、その親族と本人との間に形式的な貸借関係がなく、本人が生活する住居
 - (3)三親等以内の親族が所有する住居で、その親族と本人が同一世帯にある場合は、自家とみなします。
 - (4)自己資金や融資等で、建築および購入した住居で、本人名義に登録していない場合でも、明らかに本人が建築購入した場合は、自家とみなします。
 - (5)借家に自己資金で居室を建て増した場合は、自家として取り扱います。
- 2.借家とは、自家を除くすべての住居をいいます。
 - (1)借家独立とは
 - ①マンション構造住宅(M構造)をいいます。ただし、独身寮は、共同単身居住者とします。
 - ②耐火・準耐火(T構造)および木造住宅(H構造)で、1棟2戸建て以下の住宅をいいます。
 - (2)共同住宅とは
 - ①耐火・準耐火(T構造)および木造住宅(H構造)で、1棟3戸建て以上の住宅をいいます。
 - ②耐火・準耐火(T構造)および木造住宅(H構造)で、1戸に二世帯以上が居住する場合をいいます。
 - (3)共同複身居住者とは耐火・準耐火(T構造)および木造住宅(H構造)で、配偶者の有無にかかわらず、他の親族と同居している者をいいます。
 - (4)共同単身居住者とは耐火・準耐火(T構造)および木造住宅(H構造)で、配偶者の有無にかかわらず、単身で居住している者をいいます。

6 加入手続きと保障期間(権利の取得期間)

- 1.加入手続き
新規加入は組合を通じて申し込みます。パンフレットの「申込書」(→P34)に必要事項を記入し、組合に提出してください。掛金の支払方法については組合の指示に従ってください。
- 2.保障期間
加入日の17時をもって保障の権利を取得し、満一カ年を経過した最初に迎える10日の17時をもって権利を喪失します。

ご加入にあたって

7 期限切れ(更新)の手続き

期限切れ日の4カ月前までに、組合を通じて「共済への継続加入(更新)のご案内」をいたします。手続きの流れは組合の指示に従ってください。

1.加入内容に変更がない場合

自動継続となります。

2.加入内容を変更または加入中止する場合

「変更カード」に必要事項を記入の上、期限までに組合に提出してください。

3.保障期間(権利の取得期間)

継続して加入する場合、各加入月10日の17時をもって権利を取得し、翌年の同月10日の17時をもって権利を喪失します。

8 各種変更手続き

1.異動変更手続き

「加入証書」の記載内容に次の変更があった場合は、「異動・契約変更・中途解約申請書」に変更箇所を記入し、1カ月以内に組合に提出してください。

- (1)住所、氏名、および住宅種別に異動変更があったとき
- (2)組合および支部に異動があったとき
- (3)その他、加入証書の記載内容に異動変更があったとき

2.口数変更の手続き

基本部分

加入口数の変更は、原則、期限切れ日を待って行います。ただし、次の場合は中途の変更が可能です。

- (1)異動変更により、住宅種別の制限口数が増えたり減ったりした場合。制限口数の範囲内で増口ができます。
- (2)異動変更により、住宅種別の制限口数を超過して加入している場合。制限口数まで減口してください。減口の変更をせずに、制限口数を超過して加入した場合は、超過口数分の給付は無効となります。

自然災害特約

(1)中途加入する場合は、基本部分の期限切れ(更新)日までとし、中途加入日から期限切れ(更新)日までの残余月数^(注)を月割り計算し、掛金を納入します。

(注)日数の端数は、15日までを切り捨て、16日以上を1カ月とします。

(2)保障期間(権利の取得期間)は、「基本部分」の加入期間と同じ期間となります。

3.シルバー移行

(1)移行手続き

「シルバー共済」への移行を希望する場合、手続きは次のとおりです。

期限切れ日の4カ月前に送付される「継続・変更内容記入カード」の「シルバー共済へ移行」欄に○をし、組合に返送してください。

権利喪失後3年以上経過した場合は、再加入できません。

(2)保障期間

「シルバー共済」に移行した場合、個人加入期限切れ日の17時をもって「シルバー共済」の保障の権利を取得し、翌年の同月10日の17時をもって保障の権利を喪失します。

9 「加入証書」と「加入者のしおり」

加入日が前月11日～当月10日について、当月下旬または翌月上旬に組合を通じて「加入証書」と「加入者のしおり」を送付いたします。記載内容をご確認いただき、大切に保管してください。

10 中途解約

住宅あんしん共済を解約する場合、「異動・契約変更・中途解約申請書」に必要事項を記入し、組合に提出してください。

次の場合は解約しなればなりません。

- (1)国外に住居を異動した場合
- (2)空き家を他人に賃貸した場合
- (3)転勤により自家以外の借家に加入していた者が自家に戻った場合の借家

11 給付の請求

1.給付請求における注意点

- (1)給付対象は、火災や突発的な自然災害による住宅被害が基本対象です。
- (2)住宅の欠陥および老朽化や劣化または腐食被害は対象になりません。
- (3)一災害につき、一回の給付請求となります。
- (4)給付申請の前に「罹災状況報告書」の提出が必要です。提出は、被害を受けて3カ月以内とします。給付の支払義務は、保険法の定めにより、3年の時効により消滅します。ただし、運営委員会で審議の上、給付対象を定めて、この時効を延長することができます。
- (5)一部損壊の被害による請求は、速やかな復旧工事が原則です。すぐに修理を行わず被害箇所の悪化による請求は対象になりません。
- (6)敷地内に母屋・離れ等2つ以上の住居がある場合、各

住宅の延べ床面積を合計し、被害箇所の面積を割り出します。

(7)被害の程度は、次の割合に基づき認定されます。

①火災・地震火災の場合

被害の程度	住宅建物の延べ床面積 / 焼損壊割合
全焼	70%以上
半焼	20%～70%未満
小焼	10%～20%未満
一部損壊	10%未満

②自然災害・地震災害の場合

被害の程度	損害割合※
全壊	50%以上
大規模半壊	40%～50%未満
中規模半壊	30%～40%未満
半壊	20%～30%未満
準半壊	10%～20%未満
一部損壊	10%未満

※建物の主要な構成要素の経済的被害の建物全体に占める割合

(8)公的機関の証明書(消防署または自治体の罹災証明書)は原本を提出します。

2.全焼壊・大規模半壊・中規模半壊・半焼壊・準半壊・小焼壊・床上浸水の被害を受けた場合の請求

- (1)基本的に「罹災証明書」で認定します。場合により、調査委員が現場確認を行います。
- (2)被害の程度(焼壊割合または損害割合)が基準で、住宅の不動産評価額や焼失損害金額、再取得価額とは異なります。
- (3)公的機関の罹災証明書で全壊～準半壊および床上浸水の証明が同時に記載されていた場合には、給付額の高い被害程度の給付を行うこととします。
- (4)罹災証明書、写真、見取り図(手書き可)を添付します。

3.一部損壊(準半壊に至らない)・床下浸水の被害を受けた場合の請求

(1)家財は対象外となります。

(2)被害箇所の修理復旧工事に支払った罹災部分修理費用実額※の範囲内で認定します。ただし、住宅に付属する機器の被害は、購入使用年数による減額率を適用します。

■使用年数減額率表

使用年数	減額率
2年未満	0%
2年以上～4年未満	10%
4年以上～6年未満	20%
6年以上～8年未満	30%
8年以上～10年未満	40%
10年以上	50%

(3)修理復旧工事を行った業者の見積書、請求書、領収書、写真、見取り図(写真より被害箇所の特定が判りやすい場合)、罹災証明書や警察署の証明等を添付します。

※被害の種類により添付書類は多少異なります。

(4)プラスチック製屋根材(素材・種類が塩化ビニール、ポリカーボネート、アクリル製ほかの原料による波板)、車庫、塀、物置、倉庫、住宅と同一の店舗部分の被害等については、加入口数による給付可能金額の50%を上限とし、かつ罹災部分修理費用実額※の50%が修繕金となります。

簡易な建物(間垣、目隠し、各種機器のカバー、土台工事されていない物置等)は対象になりません。

(5)床下浸水被害で、業者に依頼し修復工事を行った場合は、床下浸水による被害の修復に係る工事業者の床下浸水復旧工事を行った旨が記載されている見積書、請求書、領収書を添付します。業者に依頼せず自身で修復した場合は、修復に必要な機材や薬(消石灰等)の購入が記載された購入店の領収書および明細書を添付します。その他の添付書類として、同意書(提出書類について発行元に確認することを加入者が同意するもの)、床下浸水したことがわかる写真、新聞記事等も必要となります。

(6)被害箇所以上の修理をした場合、被害箇所を算出し認定します。設備や機器の買替えは、使用年数による減額率(P29「使用年数減額率表」を参照)を適

ご加入にあたって

用し算出します。グレードアップした場合は、元の製品に置替えて認定します。

(※)「**罹災部分修理費用実額**(認定額)」の考え方
〈定義〉

- A) 罹災部分修理費用実額は、災害が直接的な原因で被害を受けた箇所を現状まで復帰させるためにかかった費用のことです。
B) 実務的には、罹災証明書・写真・見取り図・修理見積書・請求明細書・領収書を確認し、修理費用実額を認定します。

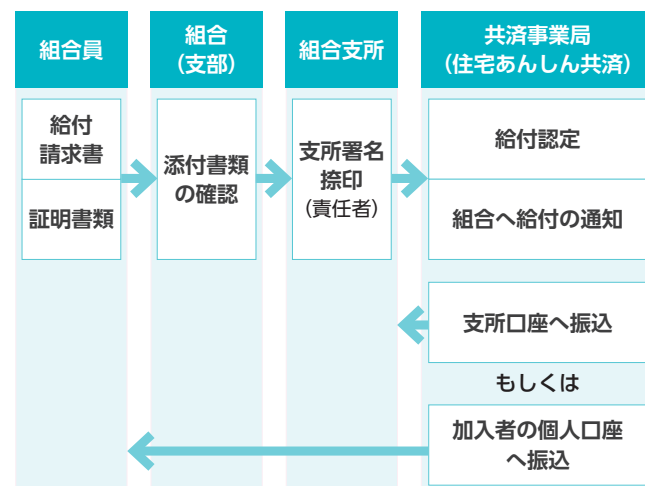
〈注意点〉

- A) 現状を復帰させるための費用とは、被害物件の建築時に使用した材質と同質のものを使って修理を行うためにかかる費用のことをいいます。
B) 建築時に使用された建材が既に製造されておらず、在庫も存在しない場合は、その材質に近い素材を使って修理を行ってください。
C) あくまでも被害を受けた箇所**のみ**の修理であり、被害箇所以外の箇所をまとめて修理を行うことは不可とします。
D) ベランダ等で建築時のユニットが既に無く修理不能な場合で、新しいユニットに交換した場合は、原則交換費用から経年減価させた費用を修理実費として認定します。
E) 過去の災害を放置した結果、被害が拡大し、修理を行う場合は、その修理費用は認めません。

4. 給付の請求方法

- (1) 火災等の災害が発生した場合は、3カ月以内に「罹災状況報告書」で、組合を通じて、共済事業局へ報告してください。
(2) 「罹災状況報告書」での報告後、各災害に応じた請求書類を提出してください。

5. 給付請求と給付金送付の流れ



給付は加入者の個人口座へ直接振込むことにより行います。

組合を通じて給付する場合は、加入者の領収書を住宅あんしん共済まで送付してください。

給付金認定後の通知は、住宅あんしん共済から組合経由で組合員にご案内します。

12 保険法上の留意点

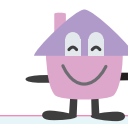
「住宅あんしん共済」と「民間火災保険やその他共済」に重複加入している加入者は、「民間火災保険等」からの給付が減額される場合があります。

13 給付の削減

住宅種別の構造について、正当な理由なく正しく登録または変更されていない場合、住宅種別による掛金の比率により給付額を削減します。なお、正しく変更した住宅種別の掛金が従前より下回る場合、当年度分に限り返戻します。

14 給付金をお支払いできない場合

1. 次のような場合には、給付金はお支払いできません。
(1) 申込手続きに虚偽の記載をし、または異動手続きを怠ったとき
(2) 給付の請求書および関係書類に、虚偽の記載があったとき
(3) 給付の請求書および関係書類に、不備があったとき
(4) 本人もしくは世帯を同じくする者が、給付金取得を目的として、故意に災害を発生させたとき
(5) 加入者でない者が給付金を受取る場合に、災害がその者またはその者の法定代理人の故意もしくは重大過失または法令違反によって生じたとき
(6) 火災・住宅災害が発生してから正当な理由なく、3カ月以上届出なかった場合、給付を行わないことがあります。
(注1) 上記に抵触することが明らかになった場合は、給付金の受領者は、直ちに給付金の返還義務を負うこととなります。
(注2) 給付の支払い義務は、3年の時効により消滅します。
2. 天災地変、暴動その他の事変による大災害についての火災・住宅災害および死亡については、運営委員会で審議の上、共済金・修繕金・見舞金の全部または一部を給付しないこともあります。



住宅あんしん共済 Q&A その2

Q6 通常の「火災」と地震災害「火災」の違いは?

A6 通常の火災は火災保険の対象ですが、**地震・津波・火山噴火を原因とする火災は地震保険に加入しないと保障されず、注意が必要です。**

住宅あんしん共済の基本部分で地震が原因の火災(全焼)は最高500万円、民間保険より高い水準となっていますが、自然災害特約の加入でさらに大きな保障が可能です。

Q7 シルバー共済移行の条件、注意点を教えてください。

A7 退職または満68歳に達したのちの期限切れ日(更新日)から移行できます。現役加入者では最大3箇所の住宅に加入できますが、シルバー会員はご自身がお住いの住宅1箇所のみに限定されます。また、生命共済見舞金の給付はなくなり、基本部分の掛金は木造住宅(H構造)のみ1口当たり500円から400円へ引き下げられます。

Q8 加入者が死亡した場合は共済を継続できますか?

A8 加入者が死亡した場合は**配偶者に限り、継続**できます。
原則、加入者が死亡した日から3年以内が手続きの期限です。

Q9 住宅あんしん共済には保険料控除はありますか?

A9 民間の地震保険には地震保険料控除があり、所得税で最高5万円、住民税で最高2.5万円、所得控除できます。一方、住宅あんしん共済は保険会社の引き受けをしていないため、**同様の控除はありません**。民間の火災保険と比較する際は、ご注意ください。

Q10 初回から口座引落とし or 加入日を指定して新規加入、どちらが良いでしょうか?

A10 口座引落としの場合、掛金が引落とし不能になれば保障が開始されません。また、入居日や保険契約更新日が近づいている場合は初回口座引落としでは間に合いません。振込手数料は加入者負担となりますが、**保障が確実な「加入日指定」による新規加入をお勧めします。**

Q11 賃貸住宅でも住宅あんしん共済に加入することはできますか?

A11 **賃貸住宅でも加入できます。**一般的に賃貸借契約で家財保険に借家人賠償保険を付帯する契約が義務付けられていることが多いですが、住宅あんしん共済に同様の保障はありません。2023年10月以降、家財保険料も大幅に値上げされております。煩わしさはありますが、家財保険金額は最小限にし、住宅あんしん共済で保障額を上積みすることもご検討ください。

Q12 初年度と2年目以降の保障期間は違いますか? 加入証書の発送時期は?

A12 はい、違います。初年度は加入日の17時から保障開始、満1カ年経過後の最初に迎える10日17時が期限切れ日(更新日)となります。2年目以降はその10日より満1カ年とし、毎年同じ月の10日が更新日となります。前月11日から当月10日までの新規加入または更新日に対して、当月下旬または翌月上旬に所属組合経由で加入証書をお届けします。

建物構造証明書

耐火・準耐火住宅(T構造)は、証明書の提出は必須です。

マンション(M構造)の場合は、原則不要ですが、外形上判定が難しい場合はご提出いただく場合があります。

UAゼンセン 住宅あんしん共済 宛

20 年 月 日

ご契約者名		証 書 番 号	※新規加入の方は記入不要
-------	--	---------	--------------

建物の所在地												
保障期間	20	年	月	日	～	20	年	月	日			

[証明書発行者記入欄]

下記①の対象建物は、下記②の構造に合致するものとして建築されていることを証明します。

① 建物の所在地			
② 建 物 構 造		耐火建築物 ^(※1)	準耐火建築物 ^(※2)
施工者、ハウスメーカーまたは販売者	会 社 名		
	会社所在地		
	ご担当者名	印	

(※1)建築基準法第2条第9号の2に定める耐火建築物をいいます。

(※2)建築基準法第2条第9号の3に定める準耐火建築物をいいます。

(※3)勤労者財産形成促進法施行令第36条第2項及び第3項の基準を定める省令第1条第1項第1号ロ(2)に定める耐火性能を有する建物として、独立行政法人住宅金融支援機構の定める仕様に合致するものまたは独立行政法人住宅金融支援機構の承認を得たものをいいます。

ご記入例

ご記入例の赤字部分のみご記入ください。

証明書発行者記入欄は、施工者、ハウスメーカーまたは販売者に記入をご依頼ください。

ただし、②建物構造のいずれにも該当せず、証明書発行者から証明を受けられない場合は、住宅あんしん共済までご相談ください。

■ご契約者名・証書番号・建物の所在地・保障期間をご記入ください。

■提出日をご記入ください。

■新規加入の方は記入不要です。

建物構造証明書			
耐火・準耐火住宅(T構造)は、証明書の提出は必須です。 マンション(M構造)の場合は、原則不要ですが、外形上判定が難しい場合はご提出いただく場合があります。			
UAゼンセン 住宅あんしん共済 宛		20 25 年 12 月 10 日	
ご契約者名	共 済 太 郎	証 書 番 号	2001234567
建物の所在地	東 京 都 千 代 田 区 九 段 南 4-8-1		
保障期間	20 25 年 1 月 10 日	～	20 26 年 1 月 10 日

[証明書発行者記入欄]

下記①の対象建物は、下記②の構造に合致するものとして建築されていることを証明します。

① 建物の所在地			
② 建 物 構 造		耐火建築物 ^(※1)	準耐火建築物 ^(※2)
施工者、ハウスメーカーまたは販売者	会 社 名		
	会社所在地		
	ご担当者名	印	

(※1)建築基準法第2条第9号の2に定める耐火建築物をいいます。

(※2)建築基準法第2条第9号の3に定める準耐火建築物をいいます。

(※3)勤労者財産形成促進法施行令第36条第2項及び第3項の基準を定める省令第1条第1項第1号ロ(2)に定める耐火性能を有する建物として、独立行政法人住宅金融支援機構の定める仕様に合致するものまたは独立行政法人住宅金融支援機構の承認を得たものをいいます。

■証明書発行者記入欄について

加入する(建物の所在地の)住宅の建物構造について、施工者、ハウスメーカーまたは販売者^(注)から、①建物の所在地、②建物構造、会社名、会社所在地、ご担当者名の記入、押印を取り付けていただき証明を受けてください。

(注)不動産仲介業者は販売者に含まれません。

キリトリ ✂

住宅あんしん共済 個人加入申込書

加入日	20		年		月		日
-----	----	--	---	--	---	--	---

加	氏名(フリガナを必ずご記入ください)		確認印	生年月日				電話番号			
	フリガナ 176	205		昭和(S) 平成(H)				市外局番	局 番	番 号	
	氏 206	名 265		年	月	日	—	—	—		

[illegible]

構造		形態	最大加入口数		最大加入口数
1	マンション(M構造)	1 自家132㎡(40坪)以上	50口	4 借家/独立/マンション、耐火・準耐火・木造(2戸建以下)等	20口
2	耐火・準耐火(T構造)	2 自家66㎡(20坪)以上132㎡(40坪)未満	40口	5 借家/共同/複身居住者	20口
3	木造住宅(H構造)	3 自家66㎡(20坪)未満	30口	6 借家/共同/単身居住者	10口

構造		加入口数	×	1口あたりの掛金	=	合計掛金
基本部分	1.マンション(M構造)	□	×	100円	=	円
	2.耐火・準耐火(T構造)	□	×	250円	=	円
	3.木造住宅(H構造)	□	×	500円	=	円
自然災害特約	1.マンション(M構造)	□	×	450円	=	円
	2.耐火・準耐火(T構造)	□	×	650円	=	円
	3.木造住宅(H構造)	□	×	1,200円	=	円
基本部分 + 自然災害特約 = 住宅あんしん共済合計掛金						円

注：特約加入口数は、基本加入口数の範囲内で加入できます。

組合 記入 欄	権利喪失年月日 年 月 日	組合コード(組合が必ず記入) ※左つめてご記入ください 年		
	社員No. (登録希望組合のみ記入) 年	組合事務所を加入する場合「1」を記入 組合事務所区分 1		
	組合			
	担当者		責任者	

この申込書は、UAゼンセン住宅あんしん共済へ提出せず、
各支所で毎月1日～20日の間にシステム処理をしてください。

管理番号として
登録が必要な組
合のみ記入する。

様式第1号

住宅あんしん共済 個人加入申込書

申込日

2025年9月20日

① 加入日を記入してください。

加入日

2025年10月1日

② 氏名(フリガナ)、性別、生年月日、電話番号、加入対象住所を記入し、P39の■個人情報の取扱いに関するご案内を確認のうえ、確認印を捺印してください。

氏名(フリガナを必ずご記入ください)

確認印

生年月日

電話番号

フリガナ 176 キョウサイ

タロウ

205

昭和() 平成()

市外局番

局番

番号

氏 206

共済

太郎

共済

470714

03-3288-3533

加入者

〒102-8273

東京都千代田区九段南 4-8-16 UAZ マンション 5F

③ 所属組合の名称、住所、TEL、FAXを記入してください。

所属組合名称・住所・TEL・FAX

〒102-8273

UAZ労働組合

東京都千代田区九段1-2-3

TEL (03) 3290-1111

FAX (03) 3290-1112

③ 現住所を記入してください。(②の加入対象住所と同一の場合は記入不要)

〒150-0001

東京都渋谷区神宮前1-2-3

TEL (03) 5410-3555

⑤ 住宅の構造1～3のうち1つに○印をしてください。⑥ 住宅の形態1～6のうち1つに○印をしてください。

構造

形態

最大加入口数

最大加入口数

1 マンション(M構造)

1 自家132㎡(40坪)以上

50口

4 借家/独立/マンション、耐火・準耐火・木造(2戸建以下)等

20口

2 耐火・準耐火(T構造)

2 自家66㎡(20坪)以上132㎡(40坪)未満

40口

5 借家/共同/複身居住者

20口

3 木造住宅(H構造)

3 自家66㎡(20坪)未満

30口

6 借家/共同/単身居住者

10口

⑦ 加入口数を構造の欄に記入します。基本部分は形態の最大加入口数の範囲内、自然災害特約は基本部分の口数を超えない範囲で加入できます。

⑧ 基本部分・自然災害特約各々につき掛金を計算し、住宅あんしん共済の合計掛金を算出します。

構造	加入口数	×	1口あたりの掛金	=	合計掛金
基本部分					
1. マンション(M構造)	40	×	100円	=	4000円
2. 耐火・準耐火(T構造)		×	250円	=	円
3. 木造住宅(H構造)		×	500円	=	円
自然災害特約					
1. マンション(M構造)	30	×	450円	=	13500円
2. 耐火・準耐火(T構造)		×	650円	=	円
3. 木造住宅(H構造)		×	1,200円	=	円
基本部分 + 自然災害特約 = 住宅あんしん共済合計掛金					17500円

注：特約は基本部分に加入していることが条件です。

注：特約加入口数は、基本加入口数の範囲内で加入できます。

組合支所 九段支所

組合記入欄	権利喪失年月日	組合コード(組合が必ず記入)※左づめでご記入ください	組合
	担当者	責任者	
	社員No.(登録希望組合のみ記入)	組合事務所を加入する場合「1」を記入 組合事務所区分	

※本紙はコピー使用可能です。

この申込書は、UAゼンセン住宅あんしん共済へ提出せず、各支所で毎月1日～20日の間にシステム処理をしてください。

組合事務所を個人加入する場合のみ記入する。